



定期試験


 定期試験受験資格、遅刻および退席、受験者の義務、不正行為の取扱い など「試験規程」 p. 219～220

 仮学生証の交付
【学生生活ガイド】 p. 37

定期試験の方法には、筆記試験・実技試験・口述試験・レポートなどの提出があります。
下記の者には、定期試験の受験資格を認めません。

- (1) 当該科目の履修登録をしていない者
- (2) 所定の学費が未納の者
- (3) 当該科目の授業の出席回数が4分の3に満たない者
- (4) 学生証を所持していない者

定期試験についての注意事項


 定期試験
各セメスターの定期試験期間中に実施される試験のこと。

- (1) UNITAMAに掲示される試験時間割は、全学対象ユニバーシティ・スタンダード科目と当該学部の時間割です。
- (2) 定期試験は、通常の授業と異なる時間帯や場所で実施する場合がありますので、注意してください。
- (3) 定期試験において不正行為を行った学生は、学則により懲戒となります。制作物、レポートについても準じます。詳しくは試験規程を参照してください。



UNITAMA

<https://unitama.tamagawa.ac.jp>

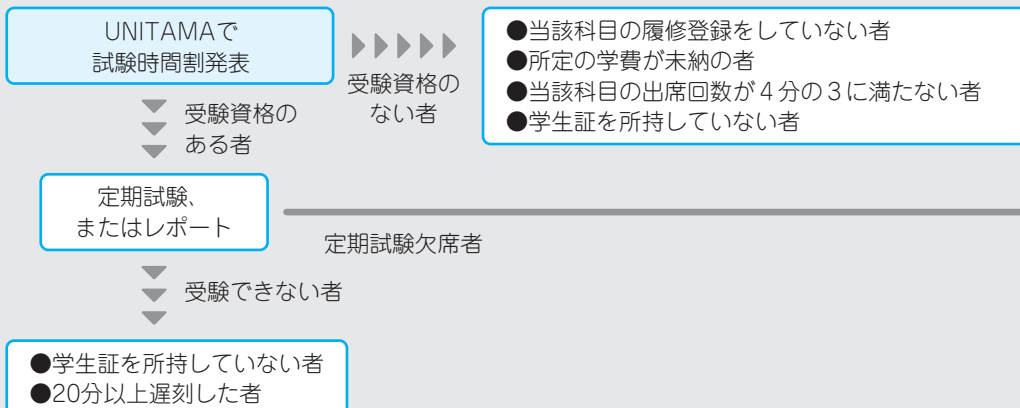
 レポート
定期試験のうち、科目担当教員の判断により筆記試験に替えて行う試験のこと。

レポート提出についての注意事項

- (1) レポートは提出期日・時間を厳守し、指定されたところに提出してください。提出期日・時間を過ぎたものは、理由を問わず受理されません。
- (2) 科目担当者から書式・用紙などが指示された場合は、指示に従ってください。
- (3) レポート提出票を貼付し、記入は黒のペンまたはボールペンを使用してください。
- (4) レポート提出票には、担当教員名をフルネームで記入してください。
- (5) 提出時には、学生証を提示してください。

なお、公表された著作物、写真、コンピュータに関わるプログラム等を引用あるいはコピーして使用する場合は、著作権法により出所の明示が義務づけられていますので、注意してください。

■ 定期試験・追試験の流れ



定期試験以外の試験・レポート

定期試験期間外の試験・レポートは、授業の範疇とみなし、追試験の制度の適用外となります。

Column 電子メールによるレポートの提出

- (1) 電子メール送信は、大学から与えられているアドレスで行うこと
- (2) 科目担当教員へ電子メールを送信する際には、**CCに自分のアドレスを記載すること**。自分にも配信されるので、レポートを提出した証拠となる場合があります。各自必ず保管すること
- (3) レポート提出締め切り後24時間以内に科目担当教員より受領確認のメールが届く
 - 届かない場合⇒受領されていないこともあるので、この旨を科目担当教員に24時間以内に連絡すること
 - 科目担当教員と連絡がとれない場合⇒授業運営課にこの旨を申し出ること
- (4) その他、各学部・学科・科目担当者による条件があれば、そちらに従うこと

追試験

追試験

定期試験を、やむを得ない理由で受験できなかったり、レポートを提出できなかった者に対して、定期試験期間後に実施する試験またはレポートのこと。

追試験の受験を希望する場合は、所定の期限内に「追試験受験願」に必要事項を記し、以下の書類を添付して授業運営課に提出してください。

※特別学期（サマーセッション・ウィンターセッション）は追試験を行いません。

「追試験受験願」の提出期限

定期試験実施日・レポート提出締切日を含め4日以内（土・日・大学が定める休日を含む）



提出期限最終日が土・日・大学が定める休日の場合は、その翌日までとなります。

必要な添付書類

病気・ケガによる欠席……………	医師による診断書・治療証明書・登校許可書のいずれか (病名および出席停止期間を記載してもらうこと)
交通機関の事故および延着による欠席または遅刻……………	事故または遅延証明書
忌引きによる欠席……………	会葬礼状など証明する書類
教員採用試験・就職試験・編入学試験・大学院入学試験等による欠席…	受験を証明する書類
裁判員制度による裁判への参加……………	裁判所が発行する証明書

受験資格

「追試験受験願」を所定の期限内に提出した者の中で、審議の結果、理由が正当と認められた場合に限り受験できます。受験を認められなかった科目は、追試験を受験できません。

また、追試験は1回限りとし、追試験の追試験は行いません。



ホームページからもダウンロード
できます
追試験受験願

病気、その他やむを得ない事情により欠席した者は、授業運営課にて「追試験受験願」を受け取る

*事前に欠席することがわかっている場合は、その時点で申し出ること

必要事項を明記し、必要書類を添付し、授業運営課に提出
*定期試験実施日・レポート提出締切日を含め4日以内
(土・日・大学が定める休日を含む)

審議

受験資格の有無を通知
(UNITAMAにて)

追試験